

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業活動を通じて「地域の発展に貢献する」ことを基本理念としており、そのためには、お客さま、お取引先さま、株主さま、従業員などすべてのステークホルダーから信頼の得られる法令遵守の上に成り立つ経営が第一と考えております。

厳しい経営環境の変化に対応できる経営の効率性、健全な企業経営の継続を実現するため、コンプライアンス体制および企業経営の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2④ 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、議決権行使割合が91.2%と高い数値となっているため、今すぐ議決権の電子行使を可能とするための環境づくりをする必要性は低いと考えておりますが、議決権行使の状況をモニタリングし、必要に応じて導入を検討してまいります。

【補充原則2-4① 多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標】

当社は、性別や国籍、勤続年数などにかかわらず、知識や経験、能力といった従業員個人の評価に基づき、管理職への登用を決定しております。なお、現在、当社の女性社員比率は約29%であります。女性管理職比率は7.4%となっておりますが、女性社員の積極採用や選抜教育を実施しており、2026年2月末を目途に女性管理職比率を30%まで引き上げることを目標として掲げております。また、外国人や中途採用者の管理職への登用など、社内の重要な役職へ多様な人材を登用できるように取り組んでおります。

【補充原則3-1② 英文での情報開示】

当社は、外国人株主の構成比が1%未満と著しく低いため、現時点では、英文による情報開示は対応不要と判断しておりますが、株主構成の変化に応じて検討してまいります。

【原則4-11取締役・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役数は8名（監査等委員を除く取締役4名、監査等委員である取締役4名）であり、構成人員の多様性を確保するため、各事業分野における専門知識と豊富な経験を有する者、また、企業経営等の経験または高度な知見を有する者から、年齢、性別、国籍等の背景に依らず選任するよう努めております。取締役8名のうち女性1名であり、全員が日本国籍を有しております。今後更なるダイバーシティを推進するため、女性や外国人、他企業経験者等の採用・登用について前向きに検討してまいります。なお、取締役・監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有する者として、公認会計士、税理士の資格を有する者を選任しております。

【補充原則4-11① 取締役会の実効性確保】

当社の取締役会の構成人員8名（うち監査等委員である取締役は4名）は、経営全般、経理・財務関係、営業関係、商品関係などの知識・経験・能力に優れたメンバーでバランスよく構成されております。また、取締役・監査等委員として弁護士、公認会計士を選任しており、法務、財務・会計に関する知見から実効性の分析・評価を行うことができる体制を整えております。スキル・マトリックスをはじめとする取締役の有するスキル等の組み合わせに関する開示につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

1) 政策保有株式に関する方針

当社の政策保有株式の保有方針は、継続的な取引関係の維持、関係強化等による企業価値の向上を目的としております。また、主要な政策保有株式の保有状況および保有目的は有価証券報告書に記載しており、保有の意義と合理性について、必要に応じ取締役会に報告することとしております。

2) 政策保有株式の議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使について、中長期的な視点で企業価値向上に対する貢献や、当社の株式保有の意義が棄損するリスクなどを判断基準として、議案ごとに総合的に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社や株主利益を保護するため、取締役による競業および利益相反が認められる取引について、取締役会による承認を得ることとし、その際の決議については該当する役員を特別利害関係者として当該決議の定足数から除外したうえで行っております。

【原則2-6 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の福利厚生を充実させる目的として、企業年金制度と確定拠出年金制度（401K）を併用しております。企業年金の積立金の運用が、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託している運用機関より、定期的に運用状況等に関する報告を受け、企業年金と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めております。

[原則3-1 情報開示の充実]

- (i) 経営理念はホームページに、中長期的な経営戦略は有価証券報告書にそれぞれ記載しておりますのでご参照ください。
- (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、報告書の「1.基本的な考え方」をご参照ください。
- (iii) 取締役の報酬決定方針と手続きについては、2023年4月12日開催の取締役会で「取締役の報酬決定に関する基本方針」を決議しております。
- (iv) 取締役および監査等委員である取締役候補者の指名は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者であることをその指名に当たっての方針としております。
- (v) 取締役候補者の選任・指名についての説明は、(iv) の手続きを経たのち、株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則3-1③ サステナビリティの取組]

1) サステナビリティについての取組

当社は、「地域の課題はサンデーの課題」と考え、環境保全、地域支援などの様々な社会貢献活動を実施しております。詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。(https://www.sunday.co.jp/company/philanthropy)

2) 人的資本や知的財産への投資等

当社は、「人材こそが最大の経営資源である」という認識のもと、人材育成に時間と資金を投入しております。社内教育では、社会人としての基礎から、マネジメント層、経営者として必要な知識を習得する「年次・階層別研修」、資格取得・商品知識習得を目的とする「有資格者育成」、「スペシャリティ人材育成」の勉強会などの教育機会を設けているほか、グループ主催の研修への派遣や社外の教育機会を活用するなど、積極的な人材育成に取り組んでおります。

[補充原則4-1① 経営陣の役割・責務、委任の範囲]

当社の取締役会は、当社の「取締役会規程」等で定めた経営に関する重要事項および法令・定款により取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、その重要性および性質等に応じて業務執行取締役等の業務執行者に委任しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質]

当社は、社外取締役の独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしております。また、独立社外取締役の候補者の選定に当たっては、法律や財務・会計の十分な知識を有しており、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者とするよう努めております。

[補充原則4-10① 指名委員会・報酬委員会の設置]

当社は、2021年10月6日開催の取締役会において独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の設置を決議いたしました。指名・報酬委員会は取締役会の諮問機関として、取締役の選解任、報酬など特に重要な事項の検討に当たり、適切な関与・助言を得る体制としております。

[補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価]

当社は、取締役会の実効性について定期的に分析・評価を行っております。第51期の取締役会の実効性につきましては、取締役会の決議事項について取締役により評価を行っております。その結果、当社の取締役会の運営は適切に行われており実効性は確保されていると評価されております。今後も定期的な評価の実施により、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

[補充原則4-14② 取締役に対するトレーニングの方針]

外部講師を招き、取締役として必要な知識を身に付ける機会を設けているほか、グループ企業全体で実施している取締役研修へ参加し、役員に求められる役割と責務を理解する機会を設けております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主の皆さまと建設的な対話を積極的に行い、ご意見やご要望、あるいは当社に対する評価を受けることで、経営の質を高め、当社の持続的な成長、企業価値の向上を図りたいと考え、基本方針としております。

[原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表]

経営戦略や経営計画は下記の基準を設けて策定したうえで実行しております。

- ・株式市場から調達する場合や金融機関から借入した場合の資本コストを比較して当社にとって条件の優れた調達方法を選択しております。
- ・中長期的な目標として売上高営業利益率5%、ROE(株主資本利益率)10%の達成を目指してまいります。
- ・上記目標を早期に実現するため、成長が見込まれる事業や人的資源などにおいて、業務効率を改善するシステムの構築を進めてまいります。

[補充原則5-2① 事業ポートフォリオに関する基本方針、見直しの状況]

当社の主要事業はホームセンターですが、人口動態や市場の動向等を的確に把握し、主要事業のみに経営資源の投入を集中することなく、専門店事業の推進や、ECを活用した販売チャネルの拡大等、経営環境の変化に応じて政策を不断に見直すことで、事業ポートフォリオの最適化を図っております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)]

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応につきましては、資本コストを上回る資本収益性の達成や企業価値向上等のあらゆる側面から、計画の策定および具体的な取り組みの検討を進めております。

中期経営計画においては、新規出店や既存店舗の活性化、SUN急便やEC等ノンスストア事業の拡大、また、PB比率の向上や商品在庫の適正化、加えて事業ポートフォリオの再構築による経営資源の適正且つ効率的な配分等を推し進めることで、営業収益、営業利益、ROE(自己資本利益率)等の財務指標の目標達成に努めております。そのほか、環境負荷軽減に寄与する取り組みや、女性管理職比率の向上等といったサステナビリティの観点に基づく非財務指標につきましても、各種取り組みを進めることで、企業価値の向上を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
イオン株式会社	8,288,620	76.91
株式会社青森みちのく銀行	283,100	2.63
株式会社北日本銀行	74,240	0.69
サンデー従業員持株会	71,551	0.66
株式会社岩手銀行	53,240	0.49
株式会社七十七銀行	53,200	0.49
株式会社秋田銀行	53,200	0.49
MSIP CLIENT SECURITIES	52,500	0.49
株式会社商工組合中央金庫	51,425	0.48
株式会社松井	45,600	0.42

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	イオン株式会社（上場：東京）（コード） 8267

補足説明 更新

所有株式数の割合は自己株式（485株）を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

イオン株式会社は当社の議決権76.94%（2025年2月28日現在）を有する親会社です。
当社が支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う場合には、当社の企業価値向上の観点から、その公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役のみで構成する特別委員会の諮問、答申を経たうえで、取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督しております。
なお、当社は親会社イオン株式会社の完全子会社であるイオン東北株式会社と売場賃借等の契約がありますが、これらの契約に際しては、一般の取引条件と同様に交渉のうえ、決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社はイオン株式会社（東京証券取引所 プライム）であり、同社は子会社を含めたグループで当社の議決権76.94%を所有しておりますが、当社は独自にホームセンター事業等を営んでおり、独立性を確保しています。
なお、イオン株式会社の「上場子会社のガバナンスに関する方針」は以下のとおりです。
「イオンは、『お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する』という基本理念の下に、グループ会社の経営の自主性・独自性を重視し、分権制によるグループ経営を実践することで、グループ全体の企業価値が向上するものと考え、創業以来これを実践してまいりました。そのような中、親会社である当社は、グループガバナンスの透明性と経営のスピードを高めるため、指名委員会等設置会社へ2003年にいち早く移行、さらに特定の事業に偏することなくグループ全体の視点に立った経営を強化すべく2008年に純粋持株会社に移行し、グループ全体のシナジーを高めるための経営諸施策を実施しております。

グループ会社のうち、特に事業・地域の特性を踏まえた自律的経営により持続的な成長が促進され、資本市場からの規律によりその経営の質が向上すると見込まれるものについては上場子会社としております。上場子会社の独立性を尊重し、株主平等の原則に反する行為を一切行いません。特に、当社と上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクが存在しうることを踏まえ、上場子会社として独立した意思決定を担保するために、上場子会社に対し、少数株主保護の観点から独立社外取締役の選任や独立役員による諮問委員会の設置を要請しています。」

以上のとおり、当社はイオングループ各社との連携およびシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富来 真一郎	弁護士											
源新 明	弁護士											
倉成 美納里	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

富来 真一郎	○	○	弁護士法人淀屋橋・山上合同勤務	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言および助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
源新 明	○	○	弁護士法人たいよう総合法律経済事務所 代表社員	長年の弁護士としての経験で培われた法律知識を、当社の監査体制に活かしており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な視点で適切な提言および助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
倉成 美納里	○	○	有限会社倉成会計事務所 取締役 八戸市 監査委員 日本公認会計士協会東北会 副会長	長年の公認会計士および税理士としての経験により培われた財務、会計に関する専門的知識を、社外取締役として独立した立場から、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指定しておりませんが、監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置することを定めております。

また、補助業務をする者については、取締役からの独立性および当該使用人等に対する指示の実効性の確保のため、下記事項を定めております。

- (イ) 当該使用人等の人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- (ロ) 当該使用人等は、監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査を行う専任部署として、社長直轄の経営監査室を設けております。経営監査室は業務の適法性および効率性の観点などから業務監査を実施し、適宜、代表取締役社長もしくは経営会議に報告を行っております。監査等委員会は、取締役の職務執行監査を行い、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するほか、経営監査室が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言を行っております。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。監査等委員会との相互連携につきましては、四半期および期末決算監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査等委員会に対し、監査の方法ならびに結果等について詳細な報告が行われております。

また、代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催することを定めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
--------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	-	0	0	0	0	0	0	なし

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じ、主に取締役候補者、取締役・監査等委員候補者の指名方針や選解任に関する事項および取締役の報酬の方針や報酬等について審議し、取締役会に答申いたします。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないため、独立役員として指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てております。なお、2021年5月19日開催の第47期定時株主総会におきまして、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の個数は400個を1年間の上限とすることを決議いただきました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役会におきまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の付与対象者を決議し、承認された取締役へ付与しております。なお、監査等委員である取締役に対する報酬等につきましては、独立性を確保するため、固定型の月額報酬のみとしております。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2025年2月期（第51期）において取締役に支払った報酬の総額は75,150千円です。うち、社外取締役に支払った報酬の総額は8,400千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬については、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大および企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとします。また、取締役の基本報酬等の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役位、在任期間の業績・成果を考慮して、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会より一任された代表取締役社長が決定します。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績報酬および株式報酬型ストック・オプションで構成しております。また、監査等委員である取締役は基本報酬のみとし、業績報酬および株式報酬型ストック・オプションについては適用対象外としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第41期定時株主総会において年額1億5千万円以内と定めております。このうち、株式報酬型ストック・オプション公正価格分として、2021年5月19日開催の第47期定時株主総会において、新株予約権個数400個以内を1年間の上限とすることを定めております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年5月21日開催の第41回定時株主総会において年間2千2百万円以内と決まっております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達および取締役会等の資料配布等の業務は、経営企画部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行および監査・監督機能を有する機関として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催しております。

また、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では主に取締役候補者、取締役・監査等委員候補者の指名方針や選解任に関する事項および取締役の報酬等の方針や報酬額について審議し、取締役会に答申いたします。

取締役候補者の指名は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役とも、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、地位・相当に応じ、また会社の業績等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、職務分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役の報酬決定に際しては、いずれも指名・報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度内において決定しております。

取締役会の決議を要しない重要事項を決定する機関として、経営会議を設置しております。経営会議は原則月2回開催するほか、必要に応じ随時開催しております。経営会議には常勤取締役および部長が参加しております。

監査等委員会は、公正・客観的な監査を行うことを目的に原則月1回開催しております。また、取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。

当社の会計監査は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツにより行われております。監査等委員会と会計監査人との相互連携につきましては、四半期および期末決算監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査等委員会に対し、監査の方法ならびに結果等について詳細な報告が行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。取締役会においては、経営上の最高意思決定機関として法令および定款に定められた事項ならびに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。

一方、その透明性と客観性を担保するために社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで、適法性監査だけでなく妥当性監査を行い、議決権を持つ監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）により、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

内部統制に関しましては、業務の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、リスクマネジメント、財務情報適正開示、コンプライアンス等の内部統制活動を円滑に推進しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は招集通知発送の早期化に努めており、株主総会開催日の3週間前に発送しております。 2025年5月15日に開催した第51期定時株主総会においては、招集通知は2025年4月24日に発送いたしました。また、招集通知のインターネット開示は2025年4月22日に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料として当社ホームページ (https://www.sunday.co.jp/) に、決算短信・事業報告書・その他開示資料等を掲載しております。 (有価証券報告書…EDINET)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは経営企画部で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・使用電力に関する取り組み 当社は、地球環境負荷軽減に配慮し、営業活動で使用する電力の再生可能エネルギーへの切り替えや、省エネ設備への入れ替え等に取り組んでおります。今後も省エネ、創エネに関する取り組みを積極的に検討し、導入を進めてまいります。 ・リサイクル活動 当社は、資源の循環活用に貢献するため、店頭にステンボルの回収ボックスを設置し、回収したステンボルを新たな商品へとリサイクルする取り組みに参画しております。また、複数の自治体と協力し、小型家電の回収ボックスを設置するなど、店舗を活用した資源のリサイクルに貢献しております。 ・森林保護活動 当社は、伐期を迎えた木を有効活用した「エシカル消費商品」の販売を推進しております。具体的な取り組み内容としては、エシカル消費商品の売上金の1%を一般社団法人モクティ倶楽部に寄付することで、同寄付金を再造林活動に役立てていただき、森林機能の保全を支援しております。 ・地域の環境美化活動 当社は、毎月11日をクリーンデーと定め、店舗や本社周辺の清掃活動を実施しております。また、毎年4月には青森県八戸市の観光名所「蕪島」周辺の清掃活動を実施しております。蕪島はウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されており、春の観光シーズンを前に、観光名所の清掃活動を実施することで、地域活性化にもつなげる活動と位置付け、取り組んでおります。 ・自治体と連携した活動 持続可能な社会の実現に貢献するため、当社独自の商品配達サービス「SUN急便」の担当者が、商品の配達等で地域を回る際に、住民や施設等の異常を自治体に通報する体制の整備や、災害等が発生した際に迅速に生活物資を供給するための体制について定めた協定を、東北地方の多くの自治体と締結しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、イオングループとして共有する「イオンの基本理念」および「イオングループ未来ビジョン」ならびに「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係わる施策・整備を行い、人事教育部および総務部を中心として企業倫理、法令遵守のための研修、指導を行う。
- (2) コンプライアンスに反する違法行為等を早期に発見し是正するため、「イオンコンプライアンスホットライン」(内部通報制度)を活用する。
- (3) 内部監査機能として、経営監査室がコンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (4) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役会および経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書（磁気的記録含む）等を社内規程に基づいて、適切に記録・保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 災害、環境、コンプライアンス等の経営に重大な影響を及ぼすリスクに関する規定を策定し、使用人全員への徹底を図り事前予防体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社経営に係る重要事項について社内規程に従い、経営会議または経営会議の審議を経て取締役会において決定する。

(2) 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、効率的な業務、手続きが行われるようにする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオンの基本理念」および「イオングループ未来ビジョン」を実践し、お客さまと地域社会とのより良い関係を築き、企業として社会的責任を果たすよう努める。

(2) 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告され、事実の早期発見、対策、再発防止に努める。

6. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

(1) グループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開を進める。

(2) グループ会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(2) 前号の使用人等は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。

9. 取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制

(1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時担当する業務の執行状況または監査の実施状況の報告をする。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、コンプライアンスおよびリスクに関する事項等、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたはその恐れがあるときは、速やかに監査等委員会に報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、報告をしたことを理由に報告者が不利益な取扱いを受けない対応をする。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

12. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力、組織または団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報適時開示に関する基本方針

当社は、情報開示の正確性、公正性および適時性を確保することに留意し、決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算情報、業績予想など、投資家への投資判断に影響を与えると思われる情報開示を適切に行っております。

2. 適時開示体制

(1) 決定事実に関する情報

取締役会に付議される決定事項について、取締役会承認を経て経営企画部が東京証券取引所 (TDnet) および報道機関等への開示を行います。

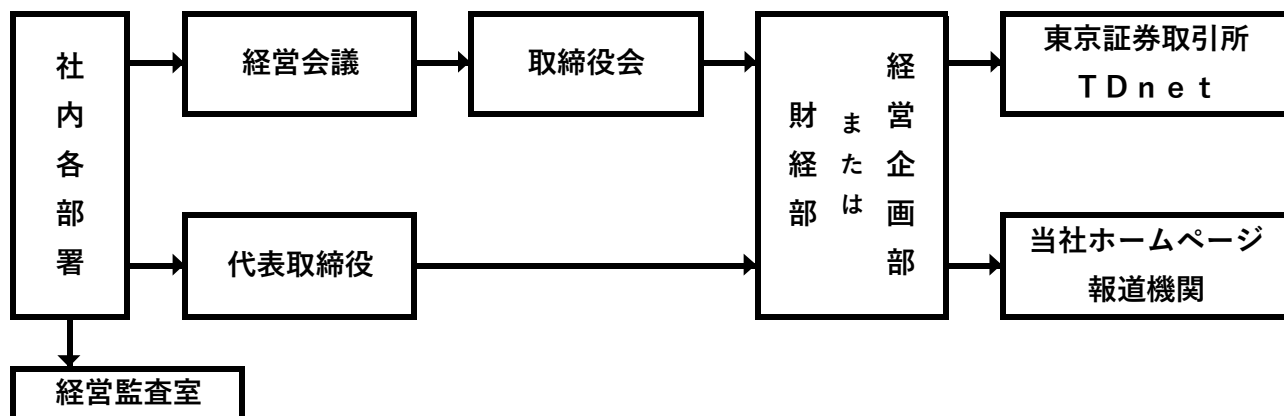
(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、適時開示の判断を経営企画部・関連部署で協議のうえ、代表取締役社長の決定を経て、経営企画部が東京証券取引所 (TDnet) および報道機関等への開示を行います。

(3) 決算情報

決算短信は、取締役会承認を経て経理部が東京証券取引所 (TDnet) へ、経営企画部が報道機関等への開示を行います。

【適示開示体制 模式図】



【コーポレートガバナンス体制 模式図】

